

第31回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年11月2日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島家庭裁判所 第1会議室

第3 出席者

1 委員

荒木貢，太田晃詳（委員長），北目純子，齋藤岳彦，齋藤可子，田中邦彦，中川浩然，挾間章博，松浦五月，吉川毅一（五十音順，敬称略）

2 説明者

井筒事務局長，小澤首席家裁調査官，渡邊次席家裁調査官，稲舟首席書記官

3 係員

加藤総務課課長補佐，菊池総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 子どもがいる夫婦の紛争の解決に向けて～家庭裁判所調査官の関与について～

（説明者）

以下の内容で説明を行った。

(1) 家庭裁判所の紛争解決機能について

ア 家庭裁判所の手続

イ 家事調停事件の種類

ウ 家事調停事件手続の流れ

(2) 調停離婚についての統計

(3) 家事調停事件における家庭裁判所調査官の役割

ア 調査

イ 調整

(4) 親ガイダンスの実際

(5) 試行的面会交流の実際

なお、説明に先立って、福島家庭裁判所内の児童室及び準備室の見学を実施した。

2 意見交換・質疑応答

(委員)

調停の過程で児童に対する虐待の事実が発覚した場合、裁判所はどうか。児童の保護のためには、なんらかの対応をしなければならないと考えるがいかがか。

(説明者)

調停の場面では、子どもの前で夫が妻を怒鳴るなどという心理的虐待の事案は頻繁に見かけるところである。調停においては、虐待が真に問題となる場合もあれば、一方当事者が自分にとって不利な事情を隠すために相手方による虐待を主張するなどのケースも存在する。家庭裁判所の調停は、虐待の有無を確定させる手続ではないため、しっかり双方の言い分を聞くこととなる。そのほか、子の監護状況調査で調査官が家庭訪問を実施することがある。当事者に対しては、深刻な虐待がある場合には児童相談所への相談を促すことになる。

(委員)

児童の親から直接児童相談所にアクセスすることになるのか。

(説明者)

調査官が調査の中で虐待を把握して児童相談所に通告した例を聞いたことはある。先に述べたように、調停では一方当事者が自分の主張を通すために反対当事者の虐待を主張することがあるから、調停委員会としては、その点を見極める必要がある。

(委員)

配布資料を見るに、夫婦関係調整調停事件が平成14年以降減少している一方で、面会交流調停事件が平成10年から平成29年の間に、全国的には8倍、福島地裁においても5倍と増加しているが、どのような理由によるものか。

(説明者)

夫婦関係調整調停事件が減少している一要因としては、そもそも婚姻数の減少がある。面会交流調停事件の増加は、一般的に、当事者の権利意識の高まりが原因として指摘されている。また、家庭における父母の役割が多様化し、父が育児にも大きく関わるようになった結果、父が子どもとの繋がりを強く求める傾向が強くなっていることも原因として挙げられる。さらに、平成23年の民法改正において、離婚する際は面会交流や養育費のことも話し合わなければならないと法律が改正され、協議離婚届には、参考事項として、養育費や面会交流の取り決めの状況について記載する欄が設けられ、それらの協議が調わないときは、裁判所に調停や審判を求めることができるのだと理解する人が増えてきたという社会的な流れが、面会交流事件の増加につながっているように感じられる。

(委員長)

面会交流について、昔は面接交渉と呼ばれていたが、明文はないものの、解釈上認められるものとされていたため、従来は知識とし

てあっても強く求められてこなかった。それが明文化され、最近ではインターネット等の解説などもあるので、当事者の提出する書面を見ても、面会交流を求める内容を書く方が増えてきたと実感する。面会交流は、離婚を考える方の常識となりつつあるように感じる。

(委員)

試行的面会交流について、代理人の立場では、反対当事者に子どもを奪われることを強く危惧しているので、夫の代理人として活動する場合などは、調停を有利に進めるためのツールとして面会交流を求めている。感情面で、子どもに会わせてほしいとか、会いたいから会わせるなどという制度でもないのかなという印象である。そのほか、面会交流を実施した後、子どもが精神的苦痛を被ることも危惧している。別居親との面会後に子どもが暴れるなどと聞き及んでいる。裁判所としてはどのような配慮しているのか。

(委員長)

委員から具体的な場面における問題意識が示された。面会後のことにも言及されていた。面会交流について、裁判所としては、絶対にして下さいというものではないが、状況が整いさえすれば、良い取組と考えている。他の委員のお考えはいかがか。

(委員)

面会交流を実施して、子どもを通じて、やはり夫婦は仲良くしなければという意識を持ち、夫婦がよりを戻すような事例はあるか。

(説明者)

別居中の夫婦であれば、親同士が協力しなければいけないと意識を変えて、再び同居する方もいる。一方で、裁判所に係属する面会交流調停事件の多くは既に離婚した夫婦の案件であるので、よりが戻るということは滅多にないと思う。現在は、父親が親権を取得し、

母親が面会交流を求める事例も増加している。家族の在りようが変わってきていると感じている。

(委員)

面会交流というのは、大変意義のあることと感じる。

(説明者)

夫婦間暴力があるなど、面会交流が実施できない事例も存在するものの、子どもにとっては、面会交流をすることで別居親からも愛情が得られることになり、そのことが子どもの心の安定につながることは間違いない。子どもが自分のルーツを考えるために両親の存在は大切で、そのためにも面会交流は大事というのが裁判所のスタンスである。直接の交流ができない場合は、子どもの写真を渡したり、テレビ電話を使うような事例も存在している。

(委員長)

面会交流については、裁判所における試行的面会交流のみならず、当事者間でやってみるとか、弁護士が間に入るなど、様々な実施方法があるが、より利用しやすい方法など、何か御意見はあるか。

(委員)

福島家裁に着任して以降、2件程度、試行的面会交流を実施した事件を担当した。当事者のみで実施するには色々なあい路があり、裁判所が調整して実現するというもので、乗り越えるものを明確に共有して、父母がお互いにハードルを乗り越える視点が大事だと感じている。面会交流については、子どもの成長、父母の再婚などの事情の変更により、再度の申立てをすることで一度決めた内容を改めることもできる。硬直的なものではなく、継続的に子の福祉に最も沿った解決を目指すものと言える。

(委員)

実際に、面会交流を実施したほうが、その後のスムーズな解決につながるのか。

(委員)

親子の関係をしっかり確認できれば、子どもに対してどうすればよいのか、ポジティブな提案が可能となる。面会交流について、当事者の合意という形で解決できたほうが、その後も安定した形になりやすいのではと感じる。

(説明者)

試行的面会交流の実施結果が親の主張の裏付けとなることもある。別居親が、自分は子どもと上手に遊べると主張していたところ、試行的面会交流での様子を見ると、主張のとおり実際に上手く遊べていたり、一方で、上手に遊べると主張しながら、いざ試行的面会交流をしてみると、子どもの様子を見ているのみで全然遊べないこともある。また、同居親が、子どもは別居親との面会を嫌がるに違いないと述べたものの、実際には別居親と子が非常に上手く遊ぶことができ、その様子を準備室から見た同居親が、やはり子と別居親が面会した方が良いのだと考えを変えたりすることもある。このような事例をみると、子どもの力を感じるころである。

(委員長)

面会交流の回数の程度にイメージはあるか。裁判所では、月に1回程度と提案することが多い。月1回を基本として、両当事者が熱心な場合は増えたり、紛争性が高いとそれほど実施できないこともある。

(委員)

夫婦が面会交流に合意している場合は、月1回は、うまくいっているケースにおいては、適切な回数だと感じる。面会交流が実現し、

その先について、裁判所はどのように考えているか。

(委員長)

あまり無理のない範囲で決めて、子どものクラブ活動や病気や転居などの事情もあるだろうから、柔軟に実施されると良いと考える。一度決まってしまうと事件としては終わるが、上手くいかなかったら再度申立てをすることもできる。

(説明者)

子どもは、小学校高学年くらいに思春期を迎え、親に対して拒否的になる時期が来る。当事者には、そこで子どもの気持ちを大事にしてほしいという話をしている。その後、進路、進学などのことで親と話したくなる時期が必ず来る。その時期に備えて、思春期になる前に子どもと関わることの大切さを話す。子どもの年齢が上がれば子どもが自分の意思を表現するようになる。それを親も尊重してほしいと話す。裁判所で面会交流の取り決めをした後、その先のことについては、円満にやっている方のことは裁判所の事件係属を離れているので正直わからない。しかし、裁判所に再び事件の係属がなければ、上手くいっているのだろうと思う。

(委員)

親ガイダンスは新しい取組だと思うが、既に実施されている裁判所における成果を教えてもらいたい。

(説明者)

裁判所の規模等で実施方法は様々であるが、離婚調停で感情的になっている当事者に子どもの状況を考えてもらったり、今後離れて暮らす状況下で子どもにどのような手当ができるのかという疑問に対応するようなプログラムが実施されており、当事者にとっても、子どもに目が向き、色々な気づきを得る方が多いと聞いている。

(委員)

ヒートアップしている方に対し、少し冷静に考えてみようというアドバイスなのだと思うが、裁判所に来る方のみならず、協議離婚をする方に対しても、そのような手当てがあれば良いと思う。

(説明者)

いくつかの民間団体では、離婚を考える方に対し、親ガイダンスよりも幅広いプログラムを提供していると聞いている。残念ながら福島県内では、そのような団体の存在を把握できていない。

(委員)

インターネット上の情報については、信頼できる情報もあれば、全く信頼できないものもある。一定の機関が信頼できる情報だと提示できれば、ユーザーが情報の正確性を見極めることができるのではないか。裁判所として何かお考えはあるか。

(委員長)

制度や手続の案内については、裁判所のホームページを見てもらえると分かりやすいものになっているのだが、内容については、裁判所業務の性質上、法律相談に亘ることは掲載が難しい。一つのストーリーを提示すると分かりやすいかもしれないが、取り扱う事案には個別性があるので、裁判所としては慎重にならざるを得ない面がある。分かりやすい説明ができないものかと考えている。

(委員)

親ガイダンスのプログラムについて、これまで担当調査官が個別に行っているものをスタンダード化することと理解したが、子どもの立場に立ってということなので、共通のものを作れば終わりということではなく、これまで実施されてきた、子どもの多様性、個性、考え方の違い等に応じたものについても、是非進めていただきたい。

(説明者)

全てに対応可能な一つのプログラムを作るということではなく、標準的なものを作った上で、ケースに応じた使い分けができるものを作りたいと考えている。使う場面についても、葛藤の多くない方には基本的な情報を待ち時間に御覧いただいたり、葛藤の多い方には時間をかけて色々な働きかけを行うものを提示したりするなど、柔軟性のあるものを検討しているところである。

(委員)

個別具体性という点では、弁護士や法テラスが適している。我々は、憲法を学び、個人の尊厳や人間を尊重するという観点を大切にしており、離婚に関しては、親権が争われたら、子どもの幸せのために親権を決めるのだと親を説得する。親が子どもに会いたいと感じるのは普通のことであるから、執着心からの会いたい心を説得して価値観を動かす努力をしている。親ガイダンスについては、一律に説明するようなものであれば、それは違うと感じる。

第6 次回（第32回）開催について

1 日時

平成31年6月12日（水）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

追って定める。

第7 閉会